

## 市長から市民の皆様へ

2020年4月8日更新

本市では、令和2年2月27日に、黒部市危機管理指針に基づき黒部市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、新型コロナウイルス感染症に関する各種対策、協議を図ってまいりました。

そのような中、令和2年4月7日に政府対策本部による緊急事態宣言の発出を受け、改正新型コロナウイルス等対策特別措置法第34条第1項の規定に基づき、令和2年4月8日に黒部市新型コロナウイルス感染症対策本部の設置を宣言したところであります。

本市職員に対しては、感染症対策の徹底を指示しておりますが、ここに、あらためて市民の皆様へ、次のことをお願いいたします。

- 1 富山県は緊急事態宣言の対象地域ではありませんが、予断を許さない状況であり、個人や企業等においても、感染の予防、拡大防止（密閉、密集、密接の三つの「密」を避けた行動）に向けた取り組みをお願いいたします。
- 2 緊急事態宣言の対象地域である7都府県を含む県外との往来は、緊急の場合を除き、自粛をお願いいたします。
- 3 県内の移動についても、感染リスクを回避する観点から、不要不急の外出は控えてくださるようお願いいたします。

黒部市長 大野久芳